

高松市・塩江町合併協議会
第 1 2 回 会 議 資 料

日 時：平成 1 6 年 9 月 2 7 日（月）

午後 1 時 3 0 分

場 所：高松市役所 1 3 階 大会議室

目 次

(協 議 事 項)

協議第 29 号	介護保険事業の取扱い(協定項目第 23 号)について (第 11 回会議提案:継続協議) -----	1
協議第 30 号	障害者福祉事業(協定項目第 24 - 6 号)について (第 11 回会議提案:継続協議) -----	4
協議第 31 号	高齢者福祉事業(協定項目第 24 - 7 号)について (第 11 回会議提案:継続協議) -----	7
協議第 32 号	その他の福祉事業(協定項目第 24 - 10 号) について(第 11 回会議提案:継続協議) -----	10
協議第 33 号	保健衛生事業(協定項目第 24 - 11 号)について (第 11 回会議提案:継続協議) -----	13
協議第 34 号	環境対策事業(協定項目第 24 - 13 号)について (第 11 回会議提案:継続協議) -----	16
協議第 35 号	農林水産関係事業(協定項目第 24 - 15 号) について(第 11 回会議提案:継続協議) -----	19
協議第 36 号	交通関係事業(協定項目第 24 - 17 号)について (第 11 回会議提案:継続協議) -----	22
協議第 37 号	学校教育事業(協定項目第 24 - 21 号)について (第 11 回会議提案:継続協議) -----	25
協議第 38 号	社会教育事業(協定項目第 24 - 22 号)について (第 11 回会議提案:継続協議) -----	28
協議第 39 号	文化振興事業(協定項目第 24 - 23 号)について (第 11 回会議提案:継続協議) -----	31
協議第 40 号	建設計画(協定項目第 25 号)について (第 11 回会議提案:継続協議) -----	34

協議第 4 1 号	合併の期日（協定項目第 2 号）について -----	3 5
協議第 4 2 号	商工・観光関係事業（協定項目第 2 4 - 1 4 号） について -----	3 6
協議第 4 3 号	建設関係事業（協定項目第 2 4 - 1 6 号）について -----	3 9
協議第 4 4 号	その他の事業（過疎地域の指定及び計画） （協定項目第 2 4 - 2 4 号）について -----	4 2
協議第 4 5 号	その他の事業（情報公開制度）（協定項目第 2 4 - 2 4 号） について -----	4 3
協議第 4 6 号	その他の事業（外部監査制度）（協定項目第 2 4 - 2 4 号） について -----	4 4
協議第 4 7 号	その他の事業（ケーブルテレビ事業） （協定項目第 2 4 - 2 4 号）について -----	4 5
協議第 4 8 号	その他の事業（水問題対策）（協定項目第 2 4 - 2 4 号） について -----	4 6
協議第 4 9 号	その他の事業（塩江町老人福祉センター） （協定項目第 2 4 - 2 4 号）について -----	4 7
協議第 5 0 号	その他の事業（各種スポーツイベント事業） （協定項目第 2 4 - 2 4 号）について -----	4 8
協議第 5 1 号	その他の事業（農業経営者協会） （協定項目第 2 4 - 2 4 号）について -----	4 9

（ そ の 他 ）

住民説明会について -----	5 0
現地視察について -----	5 1
高松市・塩江町合併協議会会議の開催予定について -----	5 2

協議第29号(第11回会議提案:継続協議)

介護保険事業の取扱い(協定項目第23号)について

介護保険事業の取扱い(協定項目第23号)を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成16年8月30日提出

高松市・塩江町合併協議会会長 増田昌三

協定項目	第23号	介護保険事業の取扱い
<p>介護保険事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。</p> <p>塩江町直営の居宅介護支援事業所については、合併時に廃止し、民間事業所において対応するものとする。</p> <p>塩江町直営の訪問看護事業所については、合併時に塩江病院の訪問看護事業所に統合するものとする。</p>		

平成16年9月27日 確認

介護保険事業の取扱い（協定項目第23号）について

先進地域の事例（参考10市）

平成11年4月1日以降に編入合併した10市のうち、協定項目として「介護保険事業の取扱い」が協議された市 6市

大船渡市

合併年度は、現行のとおりとし、翌年度から調整する。保険料の納期については、大船渡市の例による。

廿日市市

- 1 第1号被保険者保険料については、合併年度は現行のとおりとし、平成15年度分から第2期介護保険事業計画により算定した保険料率に統一する。
- 2 普通徴収に係る納期については、合併年度は現行のとおりとし、平成15年度から廿日市市の例に統一する。
- 3 その他各種事務の取扱いについては、廿日市市の例に統一する。

呉市

原則として呉市の制度に統一するものとする。

新居浜市

介護保険事業については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。

野田市

現在、平成15年度から17年度の保険料については調整中ですが、関宿町の保険料が野田市より高くなることが想定されます。このため、合併後は野田市の保険料に統一し、その財源として一般会計からの繰入により対処することとします。

新発田市

合併時に介護保険事業計画を見直し、新たに介護保険料を設定する。ただし、平成15年度は経過措置として、両市町それぞれの保険料及び納期とし、平成16年度から統一する。

注 / 新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市（いずれも合併後の市名）

介護保険事業の取扱い（協定項目第23号）について

先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市16市（注）のうち、介護保険事業の取扱いについて確認した市 14市

秋田市

介護保険事業については、合併時に秋田市の制度に統一する。ただし、介護保険料は、平成16年度分までに限り不均一賦課するものとし、平成17年度に新たな保険料を設定するため、第2期介護保険事業計画の見直しを行う。

岐阜市

- 1 介護保険事業については、岐阜市が保険者となり運営を行うものとする。
- 2 第1号被保険者の保険料については、合併年度及び翌年度は現行のとおりとし、第3期介護保険事業計画(平成18～22年度)策定の中で調整を図るものとする。
- 3 第1号被保険者の納期については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から統一するものとする。ただし、統一の方法については、岐阜市の例によるものとする。

奈良市

- 1 第1号被保険者の介護保険料については、平成20年度までの間は不均一の賦課とする。
- 2 普通徴収の納期については、奈良市の制度に統一する。
- 3 介護保険料の減免については、奈良市の制度に統一する。

倉敷市

- 1 第1号被保険者（65歳以上）の保険料は、合併後平成18年3月末までの期間は、現行（1市2町）の保険料率を適用し、第3期事業運営期間の初年度である平成18年度から倉敷市として統一するものとする。ただし、船穂町及び真備町の積立金及び借入金は、合併時に倉敷市の積立金及び借入金に統一する。
- 2 介護認定審査会は、合併時に倉敷市の制度に統一するものとする。なお、平成17年4月1日から合議体の設置数を19とし、倉敷市及び船穂町の区域に18合議体を、真備町の区域に1合議体を置くものとする。

注 / 秋田市・宇都宮市・新潟市・長野市・岐阜市・浜松市・岡崎市・豊田市・堺市・奈良市・倉敷市・福山市・松山市・高知市・長崎市・鹿児島市

協議第30号(第11回会議提案:継続協議)

障害者福祉事業(協定項目第24-6号)について

障害者福祉事業(協定項目第24-6号)を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成16年8月30日提出

高松市・塩江町合併協議会会長 増田昌三

協定項目	第24-6号	障害者福祉事業
<p>障害者福祉事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>心身障害者医療費助成事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。</p>		

平成16年9月27日 確認

(資料)

障害者福祉事業（協定項目第24-6号）について

先進地域の事例（参考10市）

平成11年4月1日以降に編入合併した10市のうち、協定項目として「障害者福祉事業の取扱い」が協議された市 9市

大船渡市

合併年度は、現行のとおりとし、両市町の従来の経緯等を考慮しながら、翌年度から調整検討する。

つくば市

原則としてつくば市の制度を適用するものとする。ただし、荳崎町が実施している制度で住民サービスの向上につながるものについてはその例により調整し、統一により急激な変化を伴うものについては、合併後速やかに調整する。なお、他の制度への移行や事業実績がなく制度の必要性がなくなったものについては廃止する。

廿日市市

老人医療費助成事業及び重度心身障害者医療費給付事業については、廿日市市の例に統一する。

呉市

原則として呉市の制度を適用するものとする。ただし、下蒲刈町が実施している制度で住民サービスにつながるものについては、合併までに調整し、制度の統一を図っていくものとする。

新居浜市

障害者福祉事業については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。

新発田市

- 1 豊浦町の重度心身障害者手当制度については、廃止する。ただし、合併時、豊浦町の制度適用者に対しては、経過措置として、合併年度とこれに続く2年度継続して支給する。
- 2 豊浦町の在宅重度心身障害者介護手当制度については廃止し、新発田市の在宅重度心身障害者見舞金制度を適用する。

注 / 新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市（いずれも合併後の市名）

障害者福祉事業（協定項目第24-6号）について

先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、現在、協議している中核市16市（注）のうち、障害者福祉事業について確認した市 13市

岐阜市

- 1 重度心身障害者医療費助成については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から岐阜市、柳津町、笠松町、北方町及び岐南町の例により統一するものとする。
- 2 障害者施設等の整備費助成については、岐阜市の制度を適用するものとする。
- 3 盲導犬、聴導犬及び介助犬飼育費助成事業については、岐阜市の制度を適用するものとする。

倉敷市

障害者福祉事業については、原則として合併時に倉敷市の制度に統一するものとする。

ただし、

- 1 平成16年度に新設する真備町の精神障害者小規模通所授産施設は、新市の直営で運営するものとし、平成18年度から指定管理者制度に移行するものとする。
- 2 障害者団体への助成は、現行のとおりとし、合併後、地域の実情に合わせ調整するものとする。
- 3 福祉タクシー事業は、合併が行われた日の属する年度は現行のとおりとし、平成17年度から倉敷市の制度に統一するものとする。
- 4 在宅重度心身障害者介護手当は、合併が行われた日の属する年度は現行のとおりとし、平成17年度から倉敷市の制度に統一するものとする。
- 5 身体障害者デイサービス及び知的障害者デイサービスの創作的活動、社会適応訓練等のサービス並びに児童デイサービスの利用料は、合併が行われた日の属する年度は現行のとおりとし、平成17年度から倉敷市の利用料に統一するものとする。

鹿児島市

- 1 障害者福祉事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。ただし、実施方法が異なる事業については、合併が行われた日の属する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合するものとする。
- 2 障害者に対する配食サービス事業については、合併が行われた日の属する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合するものとする。
- 3 身体障害者介護手当支給事業等については、合併が行われた日の属する年度の翌年度に廃止するものとする。
- 4 友愛特別乗車証交付事業については、現行制度の見直しを行い、次回以降の協議会に諮るものとする。

注 / 秋田市・宇都宮市・新潟市・長野市・岐阜市・浜松市・岡崎市・豊田市・堺市・奈良市・倉敷市・福山市・松山市・高知市・長崎市・鹿児島市

協議第31号(第11回会議提案:継続協議)

高齢者福祉事業(協定項目第24-7号)について

高齢者福祉事業(協定項目第24-7号)を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成16年8月30日提出

高松市・塩江町合併協議会会長 増田昌三

協定項目	第24-7号	高齢者福祉事業
<p>高齢者福祉事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>塩江町地域の対象者が塩江町地域のデイサービスセンターを利用する場合の利用回数については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。</p> <p>塩江町の単独福祉訪問事業については、合併時に廃止する。</p>		

平成16年9月27日 確認

(資料)

高齢者福祉事業(協定項目24-7号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市のうち、協定項目として「高齢者福祉事業」が協議された市 10市

潮来市

潮来町の介護慰労金(85歳以上の老人を常時介護する人へ支給)については、新たな高齢者福祉事業の財源に充てるものとする。

大船渡市

合併年度は、現行のとおりとし、両市町の従来の経緯等を考慮しながら、翌年度から調整検討する。

つくば市

原則としてつくば市の制度を適用するものとする。ただし、茎崎町が実施している制度で住民サービスの向上につながるものについてはその例により調整し、統一により急激な変化を伴うものについては、合併後速やかに調整する。なお、他の制度への移行や事業実績がなく制度の必要性がなくなったものについては廃止する。

廿日市市

老人医療費助成事業及び重度心身障害者医療費給付事業については、廿日市市の例に統一する。

呉市

原則として呉市の制度を適用するものとする。ただし、下蒲刈町が実施している制度で住民サービスにつながるものについては、合併までに調整し、制度の統一を図っていくものとする。

新居浜市

- 1 別子山村の高齢者年金については、合併以後4年間、毎年度、均等に減額し、5年目に廃止するものとする。
- 2 別子山村の敬老事業については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。
- 3 別子山村の老人クラブ補助制度については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。
- 4 別子山村の生き生きデイサービス事業については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。ただし、別子山村の利用料は合併後5年目に新居浜市の利用料に統一するよう、毎年度、均等に増額する。

注/ 新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

高齢者福祉事業（協定項目第24-7号）について

先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市16市（注）のうち、高齢者福祉事業の取扱いについて確認した市 13市

岐阜市

- 1 敬老事業については、当面は現行のとおりとし、都市内分権及び市民協働の観点から敬老事業のあり方を含めて、その実施方法等を検討するものとする。
- 2 住宅改造補助については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から岐阜市、笠松町及び岐南町の制度を適用するものとする。
- 3 はり、きゅう、マッサージ費用助成については、合併の翌年度から岐阜市の制度を適用するものとする。
- 4 配食サービスについては、合併後1年を目途に、制度統合に向け調整を図るものとする。
- 5 介護用品支給事業については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から岐阜市の制度を適用するものとする。
ただし、合併時に各市町において支給対象であった者で、岐阜市の制度を適用することにより支給対象でなくなる者については、合併の翌年度から3年度間に限り支給対象者とみなすものとする。

豊田市

（高齢者保健福祉計画について）

個々の事業レベルでは各市町村の計画に違いがあるが、介護保険事業計画と整合性をもって策定する必要がある。

高齢者保健福祉計画は、平成17年度までは現行の各市町村の計画を基本とし、平成18年度に統一した事業計画を実施する。

（高齢者保健福祉事業について）

食の自立支援事業は、合併時は現行のサービスを基本とし、合併1年後を目途に調整する。

ただし、小原村については、併時より実施する方向で調整する。

注 / 秋田市・宇都宮市・新潟市・長野市・岐阜市・浜松市・岡崎市・豊田市・堺市・奈良市・倉敷市・福山市・松山市・高知市・長崎市・鹿児島市

協議第32号(第11回会議提案:継続協議)

その他の福祉事業(協定項目第24-10号)について

その他の福祉事業(協定項目第24-10号)を次のとおり決定すること
について、協議を求める。

平成16年8月30日提出

高松市・塩江町合併協議会会長 増田昌三

協定項目	第24-10号	その他の福祉事業
<p>その他の福祉事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>特定疾患援護事業及び原子爆弾被爆者援護事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。</p> <p>社会福祉協議会への運営補助等については、社会福祉協議会の統合に伴い、塩江町地域におけるサービス低下を招かないよう、合併時までに調整するものとする。</p> <p>介護見舞金支給事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、塩江町地域の在宅寝たきり・痴呆性高齢者介護見舞金支給事業の所得要件については、合併年度に続く3年度に限り、現行のとおりとし、支給額については、合併年度から4年度目において、高松市の支給額と同額となるよう調整するものとする。</p> <p>緊急通報装置貸与等事業の塩江町地域における通報システムについては、当分の間、現行のとおりとする。</p> <p>配食サービス事業の塩江町地域における対象者及び実施方法については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。</p> <p>福祉金等支給事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、塩江町地域の現受給者のうち、合併後に対象者の要件を欠くこととなる者については、合併年度に続く3年度に限り、対象者とみなすものとする。</p>		

平成16年9月27日 確認

(資料)

その他の福祉事業（協定項目第24-10号）について

先進地域の事例（参考10市）

平成11年4月1日以降に編入合併した10市のうち、協定項目として「その他の福祉事業の取扱い」が協議された市 8市

大船渡市

合併年度は、現行のとおりとし、両市町の従来の経緯等を考慮しながら、翌年度から調整検討する。

つくば市

原則としてつくば市の制度を適用するものとする。ただし、荃崎町が実施している制度で住民サービスの向上につながるものについては、その例により調整し、統一により急激な変化を伴うものについては、合併後速やかに調整する。なお、他の制度への移行や事業実績がなく制度の必要性がなくなったものについては廃止する。

福山市

福山市の制度に統一するものとする。ただし、

- 1 事業の実施，諸制度の運用にあたっては、新市町の実情等を考慮しつつ、調整を図るものとする。
- 2 福山市社会福祉協議会と新市町社会福祉協議会は、合併時に統合するものとする。ただし、具体的な内容については、両協議会が協議をする中で調整を図るものとする。

呉市

原則として呉市の制度を適用するものとする。ただし、下蒲刈町が実施している制度で住民サービスにつながるものについては、合併までに調整し、制度の統一を図っていくものとする。

新居浜市

別子山村福祉センターについては、合併時に新居浜市総合福祉センターの分館とする。

注 / 新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市（いずれも合併後の市名）

その他の福祉事業（協定項目第24-10号）について

先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、現在、協議している中核市16市（注）のうち、その他の福祉事業について確認した市 12市

秋田市

その他の福祉事業については、合併時に秋田市の制度に統一する。ただし、河辺町の総合福祉交流センターの管理運営については、現行どおりとする。

岐阜市

- 1 災害見舞金については、合併時に岐阜市の制度を適用するものとする。
- 2 災害援護資金については、現行のとおりとする。
- 3 災害弔慰金については、現行のとおりとする。
- 4 交通災害見舞金については、合併時に岐阜市及び笠松町の制度を適用するものとする。
ただし、見舞金の額については、合併時まで調整するものとする。

奈良市

- 1 ふれあい福祉大会については、奈良市が開催する大会に統合する。なお、月ヶ瀬村及び都祁村からの参加者の交通手段については、当分の間、市において確保する。
- 2 各市村主催の戦没者追悼式については、奈良市の式典に統合する。なお、月ヶ瀬村及び都祁村からの参列者の交通手段については、市において確保する。
- 3 合併後、各村の地区主催で開催予定の追悼式については、これまでの経緯と地域の実情等を考慮して、当分の間、補助する方向で調整する。
- 4 2村の戦没者については、遺族の申し出により、慰霊塔公園内の合祀者慰霊碑に追記する。

倉敷市

- 1 戦没者追悼事業については、合併の行われた日の属する年度は現行のとおりとし、平成17年度から倉敷市の制度に統一するものとする。
- 2 社会福祉協議会人件費補助については、合併の行われた日の属する年度は現行のとおりとし、平成17年度から倉敷市の制度に統一するものとする。

注 / 秋田市・宇都宮市・新潟市・長野市・岐阜市・浜松市・岡崎市・豊田市・堺市・奈良市・倉敷市・福山市・松山市・高知市・長崎市・鹿児島市

協議第33号(第11回会議提案:継続協議)

保健衛生事業(協定項目第24-11号)について

保健衛生事業(協定項目第24-11号)を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成16年8月30日提出

高松市・塩江町合併協議会会長 増田昌三

協定項目	第24-11号	保健衛生事業
<p>保健衛生事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>塩江町地域のデイケアについては、現行のとおり実施するものとする。</p> <p>塩江町保健福祉総合施設については、国民健康保険総合保健施設として高松市に引き継ぐものとする。</p> <p>塩江町で実施している1歳6か月児及び3歳児健康診査については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおり実施するものとする。</p> <p>塩江町で実施している総合検診については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおり実施するものとする。</p>		

平成16年9月27日 確認

保健衛生事業（協定項目第24-11号）について

先進地域の事例（参考10市）

平成11年4月1日以降に編入合併した10市のうち、協定項目として「保健衛生事業」が協議された市 9市

潮来市

- 1 検診の実施方法については、当面現行どおりとし、合併後3年以内に住民が選択できるものとする。ただし、対象者、費用については合併時に潮来町の制度に統一するものとする。
- 2 健康教育、健康相談については、現行どおりとする。

大船渡市

（保健医療事業の取扱い）

合併年度は、現行のとおりとし、翌年度からは、合併後において調整を図る。

廿日市市

- 1 各種健診事業（成人、乳幼児）については、廿日市市の例による。
ただし、対象者については、次のとおりとする。
(1) 成人に係る各種健診事業については、合併後3年以内に廿日市市の例に統一する。
(2) 幼児集団健診事業については、佐伯町の対象者を合併後1年以内に廿日市市の例に統一する。なお、吉和村の対象者については、現行のとおりとする。
- 2 予防接種事業及び結核予防事業については、廿日市市の例による。ただし、接種方法（個別接種、集団接種）については、現行のとおりとする。
- 3 3市町村で実施している各種保健事業については、それぞれの地域特性と経緯を踏まえながら統合、再編などの調整を行い、保健制度の充実に努めるものとする。

新居浜市

- 1 保険事業については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。
ただし、別子山村の健康相談事業、乳児相談事業及び新生児訪問事業については、当面、現行どおりとする。
- 2 別子山村の地域医療体制の整備については、医師会等との調整に努めるものとする。

注 / 新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市（いずれも合併後の市名）

保健衛生事業（協定項目第24-11号）について

先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市16市（注）のうち、保健衛生事業の取扱いについて確認した市 12市

高知市

- 1 鏡村及び土佐山村の健康相談・健康教育（教室）事業は、平成16年度は現行のとおりとし、平成17年度から高知市の制度に統一するものとする。
- 2 各種健診について
 - (1) 鏡村及び土佐山村の成人健診の種目と対象者は、平成16年度は現行のとおりとし、平成17年度から高知市の制度に統一するものとする。
 - (2) 鏡村及び土佐山村の成人健診の実施回数は、地域性等を勘案し、合併後新たに定めるものとする。
 - (3) 3市村の健診委託先は、合併時まで調整するものとする。
 - (4) 3市村の健診にかかる自己負担額は、合併時に統一するものとする。
 - (5) 鏡村及び土佐山村の乳幼児健診は、平成16年度は現行のとおりとし、平成17年度から高知市の制度に統一するものとする。
- 3 鏡村及び土佐山村の子育て支援事業は、平成16年度は現行のとおりとし、平成17年度から高知市の制度に統一するものとする。

松山市

- 1 母子保健事業については、合併時に松山市の制度・方式に統一する。
- 2 老成人保健事業については、合併時に松山市の制度・方式に統一する。
- 3 感染症対策事業については、合併時に松山市の制度・方式に統一する。
- 4 北条市の救急医療体制（松山市急患医療センター運営事業、在宅当番医・救急医療情報提供事業及び休日診療所運営補助）については、松山市の制度・方式に統一する。
- 5 松山市は、当面、北条市保健センター及び中島町保健センターを松山市保健センターの分室として管理・運営する。
- 6 中島町の各種保健事業に係る汽船旅客運賃助成事業については、協定項目「その他の事業」で別に確認する。
- 7 合併時から、救急医療体制（松山市急患医療センター運営事業、在宅当番医・救急医療情報提供事業及び休日診療所運営補助）については、松山市の制度方式に統一する。
- 8 その他の事項については、原則、松山市の制度・方式に統一する。

注/ 秋田市・宇都宮市・新潟市・長野市・岐阜市・浜松市・岡崎市・豊田市・堺市・奈良市・倉敷市・福山市・松山市・高知市・長崎市・鹿児島市

協議第34号(第11回会議提案:継続協議)

環境対策事業(協定項目第24-13号)について

環境対策事業(協定項目第24-13号)を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成16年8月30日提出

高松市・塩江町合併協議会会長 増田昌三

協定項目	第24-13号	環境対策事業
<p>環境対策事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>塩江町指定のごみ袋については、合併年度及びこれに続く2年度に限り、使用できるものとする。</p> <p>塩江町における、ごみの収集回数については、合併年度及びこれに続く2年度に限り、現行のとおりとする。</p> <p>塩江町における、ごみステーションの設置基準については、現行のとおりとする。</p> <p>塩江町のし尿中継用貯留施設については、継続して使用するものとする。</p>		

平成16年9月27日 確認

(資料)

環境対策事業（協定項目第24-13号）について

先進地域の事例（参考10市）

平成11年4月1日以降に編入合併した10市のうち、協定項目として「環境対策事業の取扱い」が協議された市 8市

新潟市

- 1 黒埼町の家庭用生ごみ処理器購入助成金制度は、新潟市の制度に統一する。ただし、処理容器の大きさについては、選択できるようにする。
- 2 黒埼町のし尿の収集の運搬体制については、当分の間、現行のとおりとする。
- 3 そ族昆虫駆除事業については、現行のとおりとする。ただし、新潟市の薬剤散布機具購入補助については、黒埼町の制度を適用する。

福山市

福山市の制度に統一するものとする。ただし、

- 1 分別方法については、合併後早い時期に統一するよう努めるものとする。
- 2 粗大ごみについては、当分の間現行のとおりとする。
- 3 収集回数については、ごみ量を勘案して検討する。

潮来市

清掃業務粗大ごみの拠点回収、ごみ袋の配布方法については、合併時までに新たな制度を確立するものとする。

呉市

原則として呉市の制度を適用するものとする。

ただし、安芸南部衛生組合で実施しているし尿・ごみの収集処理体制（料金を含む）については、当分の間、現行のとおりとする。

新居浜市

- 1 ごみ処理及びごみ収集運搬業務については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。ただし、別子山村のごみ収集の集積場所については、合併時までに調整するものとする。
- 2 し尿処理及びし尿収集運搬業務については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。

注 / 新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市（いずれも合併後の市名）

環境対策事業（協定項目第24-13号）について

先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市16市（注）のうち、環境対策事業について確認した市 14市

福山市

福山市の制度に統一するものとする。ただし、沼隈町の家庭ごみの分別方法、収集回数については、当分の間現行のとおりとする。

長野市

- 1 環境基本計画については、合併後に見直しを行う。
- 2 環境保全事業については、長野市の制度に統一する。
ただし、自然観察教室については、現行のとおりとする。
- 3 斎場・葬祭事業については、次のとおりとする。
 - (1) 裾花衛生センター組合火葬場を長野市斎場として取り扱う。
 - (2) 斎場について、一部事務組合に加入する地域（大岡村・豊野町）は、当該一部事務組合施設を引き続き使用する。
また、長野市斎場も使用できるものとする。
 - (3) 霊柩車・祭壇・葬祭具の取扱いについては、長野市の制度に統一する。また、大岡村については、引き続き犀峽衛生施設組合の霊柩車も使用できるものとする。

豊田市

水道水源保全事業は、合併時までには制度の見直し及び関連事業との調整等を図る。

- 1 ごみの分別の種類、ごみ袋の価格、粗大ごみの有料制度については原則として合併時に豊田市の方式に統一する。
ただし、稲武町区域のごみの分別の種類、ごみ袋の価格等については当面、現行のとおりとし、北設広域事務組合との調整後、新市において検討する。
- 2 ごみの収集回数及びその他プラスチック等の取扱いについては、一部違いを認め合う。
- 3 ごみの収集方式及び収集体制等は当面、現行のとおりとし、新市において調整する。

注 / 秋田市・宇都宮市・新潟市・長野市・岐阜市・浜松市・岡崎市・豊田市・堺市・奈良市・倉敷市・福山市・松山市・高知市・長崎市・鹿児島市

協議第35号(第11回会議提案:継続協議)

農林水産関係事業(協定項目第24-15号)について

農林水産関係事業(協定項目第24-15号)を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成16年8月30日提出

高松市・塩江町合併協議会会長 増田昌三

協定項目	第24-15号	農林水産関係事業
<p>農林水産関係事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>塩江町の林道については、高松市の林道として引き継ぐものとする。</p> <p>塩江町が実施している園芸団体に対する補助については、合併年度及びこれに続く3年度について、実施するものとする。</p> <p>イノシシ等被害防除事業については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、実施するものとする。</p> <p>間伐補助事業については、塩江町地域において、現行のとおり実施するものとする。</p> <p>塩江町の農林施設、重要稚仔放流事業、地籍調査事業及び農業集落排水事業については、高松市に引き継ぐものとする。</p> <p>塩江町地域において、土地改良区を設立するものとし、設立までの土地改良事業については、共同施行体等が事業主体となり、実施するものとする。</p>		

平成16年9月27日 確認

(資料)

農林水産関係事業（協定項目第24-15号）について

先進地域の事例（参考10市）

平成11年4月1日以降に編入合併した10市のうち、協定項目として「農林水産関係事業」が協議された市 8市

大船渡市

（農道、林道の取扱い）

三陸町の農道及び林道は、大船渡市に引き継ぎ、管理規程等については、今後調整を図る。

（水路の取扱い）

大船渡市の制度に統一する。

廿日市市

- 1 農業振興地域整備計画に基づく農用地区域等は、現行のとおりとし、合併後、新たに作成する計画に基づき調整する。
- 2 水田農業経営確立対策事業の実施のための水田農業推進協議会については、合併時に統合する。ただし、生産調整の割当については、各市町村の現行比率をもって配分する。
- 3 市町村有林の管理等の取扱いについては、それぞれの市町村の例により、現行のとおりとする。
- 4 農林水産関係事業については、地域特性を生かし、産業の振興及び農林地の公益的機能の維持・発揮のため、引き続き、現行のとおり実施するように努める。

呉市

- 1 原則として呉市の制度を適用するものとする。ただし、個別事業・制度等については、下蒲刈町地域の農林水産事業の推進が図られるよう、協議・調整を行うものとする。
- 2 農林道、水路、ため池、森林、各種振興施設等は、現行のとおり呉市が引き継ぎ、維持管理・整備に努める。

新居浜市

- 1 別子山村の林道開設事業及び林道管理事業については、当面、現行どおりとする。
- 2 土地改良事業については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。ただし、別子山村は合併前に土地改良区の設立について検討するものとする。

注 / 新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市（いずれも合併後の市名）

農林水産関係事業（協定項目第24-15号）について

先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、現在、協議している中核市16市（注）のうち、農林水産関係事業について確認した市 14市

秋田市

農林水産関係事業については、合併時に秋田市の制度に統一するものとする。ただし、一部の事務事業については、現行どおりとするほか、必要に応じて経過措置を講じるものとする。

豊田市

農業用施設の維持管理は、合併時に豊田市の例により統一する。

ただし、広域農道（加茂広域農道、奥三河広域農道）等幹線農道については、合併時までには町村道認定を行い、市道として豊田市に引き継ぐ方向で調整する。

倉敷市

農林水産関係事業の取扱いについては、原則として、合併時に倉敷市の制度に統一するものとする。

- 1 船穂町の土木常設委員及び真備町の土木専門委員については、現行どおり存続し、平成20年度から倉敷市の農業土木委員制度に統一するものとする。
- 2 真備町のため池、水路及び農道の新設、維持補修にかかる受益者負担金徴収制度は、合併時に廃止するものとする。
- 3 用排水路等の使用許可の取扱いについては、現行どおりとし、平成20年度から倉敷市の制度に統一するものとする。
- 4 農業集落排水使用料については、現行どおりとし、平成20年度から倉敷市の制度に統一するものとする。
- 5 農業集落排水分担金については、現対象区域は現行どおりとし、合併後の新規対象区域からは倉敷市の制度を適用するものとする

松山市

- 1 合併時に、松山市は北条市及び中島町の農業振興整備計画を引き継ぐ。
- 2 土地改良事業にかかる地元分担金については、松山市の制度・方式に統一する。
合併前から、北条市及び中島町で実施している松山市規則等の事業区分に該当する事業については、平成16年度中は、現行制度を適用する。松山市規則等の事業区分に該当しない事業については、原則、北条市民・中島町民の負担率増とならないように調整を行い、合併までに新市の規則等の改正を行う。
- 3 その他の事項については、原則、松山市の制度・方式に統一する。

注 / 秋田市・宇都宮市・新潟市・長野市・岐阜市・浜松市・岡崎市・豊田市・堺市・奈良市・倉敷市・福山市・松山市・高知市・長崎市・鹿児島市

協議第36号(第11回会議提案:継続協議)

交通関係事業(協定項目第24-17号)について

交通関係事業(協定項目第24-17号)を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成16年8月30日提出

高松市・塩江町合併協議会会長 増田昌三

協定項目	第24-17号	交通関係事業
<p>交通関係事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>塩江町地域におけるチャイルドシート助成については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおり実施するものとする。</p> <p>塩江町地域における町営バスの運行については、現行のとおり高松市に引き継ぐものとする。</p>		

平成16年9月27日 確認

(資料)

交通関係事業（協定項目第24-17号）について

先進地域の事例（参考10市）

平成11年4月1日以降に編入合併した10市のうち、協定項目として「交通関係事業」が協議された市 5市

新潟市

- 1 黒埼町の交通安全指導員は、任期満了まで現行のとおりとし、任期満了後、新潟市交通指導隊の一員とする。
- 2 黒埼町の交通安全推進員は、任期満了まで現行のとおりとし、任期満了後、新たに結成する校区交通安全推進協議会の一員とする。

大船渡市

（交通指導員の取扱い）

合併年度は、現行のとおりとし、翌年度からの定数は、50人以内とし、その他の基準は、大船渡市の基準に統一する。

廿日市市

佐伯町及び吉和村の生活交通路線バス、福祉バス、無料バスについては、当面、現行のとおり運行し、合併後2年以内に運行体系、料金等を検討し整理する。

新発田市

豊浦町のチャイルドシート購入助成制度については、平成15年度は現行どおりとし、平成16年度以降については、新市で調整する。

注 / 新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市（いずれも合併後の市名）

交通関係事業（協定項目第24-17号）について

先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市16市（注）のうち、交通関係事業の取扱いについて確認した市 10市

倉敷市

交通対策事業は、原則として倉敷市の制度に統一するものとする。

ただし、船穂町の福祉路線バス及び真備町の町内循環さいくるバスについては存続し、合併後、新市の総合的な交通施策の中で、路線等の再を図るものとする。

鹿児島市

- 1 コミュニティバスの運行事業については、現行どおりとする。
- 2 コミュニティ福祉号の運行事業については、運行形態の見直しを行い、代替手段により運行を行うこととする。
- 3 行政連絡船の運航事業については、現行どおりとし、合併後の利用状況等を見て、見直しを行う。
- 4 自動車運送事業については、合併時に鹿児島市の自動車運送事業に統合するものとする。ただし、路線バスの普通料金は、現行どおりとする。
- 5 桜島町交通事業（フェリー事業）については、地方公営企業法の規定の全部適用により、運航するものとする。

長野市

- 1 各種交通安全対策事業については、長野市の制度に統一する。
- 2 廃止路線代替バスについては、現行のとおりとする。ただし、合併後に運行内容の見直しを行う。
- 3 鬼無里村地域振興バスについては、現行のとおりとする。ただし、合併後に運行内容の見直しを行う。
- 4 豊野町福祉バスについては、すべての住民を対象とした有料のコミュニティバスとする。
- 5 交通災害等共済事業については、長野市の制度に統一する。ただし、合併前に北信地域町村交通災害共済に加入している者のうち、合併が行われた日の属する年度に見舞金の対象となる者については、大岡村、豊野町、戸隠村及び鬼無里村の制度を適用する。

注 / 秋田市・宇都宮市・新潟市・長野市・岐阜市・浜松市・岡崎市・豊田市・堺市・奈良市・倉敷市・福山市・松山市・高知市・長崎市・鹿児島市

協議第37号(第11回会議提案:継続協議)

学校教育事業(協定項目第24-21号)について

学校教育事業(協定項目第24-21号)を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成16年8月30日提出

高松市・塩江町合併協議会会長 増田昌三

協定項目	第24-21号	学校教育事業
<p>学校教育事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>塩江町の公立学校については、高松市の公立学校として引き継ぐものとする。</p> <p>塩江町地域で実施している、小学校児童通学援助及び中学校生徒通学援助については、現行のとおり継続するものとする。</p> <p>塩江町地域の学校給食及び奨学制度等の支援制度については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。</p> <p>塩江町地域における、小学校の学校行事等参加補助については、現行のとおりとし、高等学校生徒を育てる修学金等補助制度、中学校新人・総合体育大会補助及び中学校の学校行事等参加補助については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおり実施するものとする。</p> <p>塩江町地域における、英語指導助手派遣については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、実施するものとする。</p>		

平成16年9月27日 確認

(資料)

学校教育事業（協定項目第24 - 21号）について

先進地域の事例（参考10市）

平成11年4月1日以降に編入合併した10市のうち、協定項目として「学校教育事業」が協議された市 10市

廿日市市

- 1 佐伯町及び吉和村の教育施設については、引き続き、現行のとおり管理及び運営を行う。
- 2 学校教育関係事業の取扱いについて
 - (1) 小・中学校の通学区域は、現行のとおりとする。
 - (2) 学校給食については、それぞれの施設を継続使用し、現行のとおり実施する。

新発田市

- 1 通学区域については、平成15年度は現行どおりとし、合併後、新たに通学区域審議会を設置し、新市の通学区域の見直しを行う。
- 2 小・中学校の給食及び給食原材料保存用食品代補助については、平成15年度は現行どおりとし、平成16年度以降については、合併後、新市で調整する。
- 3 豊浦町の中学校自転車通学ヘルメット購入費助成事業については、平成15年度は現行どおりとし、平成16年度以降については、合併後、新市で調整する。
- 4 小・中学校クラブ活動補助金については、平成15年度は、現行どおりとし、平成16年度以降については、合併後、新市で調整する。
- 5 適応指導教室については、平成15年度は、現行どおりとし、平成16年度から新発田市の制度を適用する。
- 6 新発田市の学生緊急援助資金貸付事業及び、豊浦町の奨学金貸付制度は、平成15年度は現行どおりとし、平成16年度以降については、合併後、新市で調整する。
ただし、両市町の現行制度の適用を受けているものについては、継続して貸付を行う。

注 / 新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市（いずれも合併後の市名）

学校教育事業（協定項目第24-21号）について

先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市16市（注）のうち、学校教育事業について確認した市 13市

高知市

- 1 鏡村及び土佐山村の教育施設は、高知市に引き継ぐものとする。なお、鏡村の幼稚園は、公立幼稚園として管理及び運営を行う。
- 2 学校教育関係事業の取扱いについて
 - (1) 小・中学校の通学区域は、現行のとおりとする。
 - (2) 鏡村及び土佐山村の学校給食は、現有施設を継続使用し実施する。給食費の保護者負担金は、小・中学校については高知市の基準に統一するものとし、幼稚園については小・中学校を参考に合併時に基準を設けるものとする。
 - (3) 鏡村及び土佐山村のスクールバス運行事業は、現行のとおり実施する。
なお、土佐山村の幼稚園を廃止し保育所にした場合は、保育所に通園する3歳児以上の園児についても対象とする。
 - (4) 鏡村の遠距離通園（学）支援制度は、地域性等を勘案し現行のとおり実施する。
なお、土佐山村についても同制度を適用する。
 - (5) 鏡村の「放課後児童対策事業」は、高知市の「子どもの居場所づくり事業」を適用し実施する。
なお、土佐山村についても、条件が整えば同制度を適用する。
- 3 3市村の公民館の地域事業等は、それぞれの地域特性と経緯を踏まえながら実施する。
- 4 鏡村及び土佐山村の文化財は、高知市に引き継ぐものとする。

堺市

みはら大地幼稚園については、美原町制度を存続する。公立幼稚園園児募集事務については、当面はそれぞれの制度を存続し、新市において調整する。小・中学校通学区域については、それぞれに現状の通学区域を維持する。学校給食事業については、単独調理場が整備されるまでの間はそれぞれの制度を存続し、それ以降は堺市制度に統一する。

鹿児島市

学校教育事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。ただし、実施方法が異なる事業については、合併が行われた日の属する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合するものとする。

注 / 秋田市・宇都宮市・新潟市・長野市・岐阜市・浜松市・岡崎市・豊田市・堺市・奈良市・倉敷市・福山市・松山市・高知市・長崎市・鹿児島市

協議第38号(第11回会議提案:継続協議)

社会教育事業(協定項目第24-22号)について

社会教育事業(協定項目第24-22号)を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成16年8月30日提出

高松市・塩江町合併協議会会長 増田昌三

協定項目	第24-22号	社会教育事業
<p>社会教育事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>塩江町民運動会については、高松市の地区運動会として取り扱うものとする。</p>		

平成16年9月27日 確認

(資料)

社会教育事業（協定項目第24-22号）について

先進地域の事例（参考10市）

平成11年4月1日以降に編入合併した10市のうち、協定項目として「社会教育事業の取扱い」が協議された市 8市

新潟市

スポーツの全国大会等出場者激励金については、黒埼町の制度を適用する。黒埼町公民館及び黒埼町北部地区公民館を除く黒埼町の公民館については、合併までに黒埼町の自治会等への移管に努める。

廿日市市

3市町村で実施している生涯学習関連事業については、それぞれの地域特性と経緯を踏まえながら統合、再編などの調整を行い、生涯学習の推進やスポーツの振興に努めるものとする。

呉市

- 1 原則として呉市の制度を適用するものとする。ただし、個別事業・制度等については、下蒲刈町地域の学校教育、社会教育、文化・スポーツ振興事業の推進が図られるよう、協議・調整を行うものとする。
- 2 学校教育施設、文化・スポーツ施設等は、現行のとおり呉市が引き継ぎ、維持管理・整備に努める。

新居浜市

- 1 社会教育事業については、住民サービスの低下を生じないよう、引き続き学習機会、情報の提供等に努めるものとする。
- 2 公民館の運営については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。

新発田市

- 1 豊浦町公民館は、職員を配置した地区公民館とする。また、豊浦町公民館内の図書室は、市立図書館分館とする。
- 2 豊浦町の地域公民館活動助成事業及び、地域子ども会交流大会については、当分の間、現行どおりとする。
ただし、内容については、合併後、新市で調整する。

注 / 新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市（いずれも合併後の市名）

社会教育事業（協定項目第24-22号）について

先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、現在、協議している中核市16市（注）のうち、社会教育事業について確認した市 12市

宇都宮市

- 1 社会教育団体及び文化スポーツ団体に対する補助制度については、宇都宮市の基準によるとともに、対象団体の統合に努める。
- 2 社会教育及び文化スポーツのイベント等の類似事業は、整理統合し一元化する。地域性が強く、実施の必要性が高い事業については、地域行政機関又は団体が行う。

岐阜市

- 1 公民館の運営については、当面は現行のとおりとし、都市内分権のあり方を踏まえ、調整するものとする。
- 2 成人式については、当面は現行のとおりとし、都市内分権及び市民協働の観点から成人式のあり方を含めて、その実施方法等を検討するものとする。
- 3 総合体育大会等各種事業については、各地域の実情と経緯を踏まえながら、スポーツの振興及び生涯学習の推進等を考慮し、統合、再編などの調整を図るものとする。なお、調整にあたっては、都市内分権のあり方を踏まえて行うものとする。
- 4 各種体育大会派遣・開催補助については、岐阜市の制度に統一するものとする。

奈良市

公民館については、月ヶ瀬地区に地区公民館1館（現月ヶ瀬文化センター）を、都祁地区に地区公民館1館と分館4館を置き、事務組織及び機構、管理運営等は奈良市の制度に統一する。

高知市

3市村の公民館の地域事業等は、それぞれの地域特性と経緯を踏まえながら実施する。

鹿児島市

社会教育事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。ただし、実施方法が異なる事業については、合併が行われた日の属する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合するものとする。

注 / 秋田市・宇都宮市・新潟市・長野市・岐阜市・浜松市・岡崎市・豊田市・堺市・奈良市・倉敷市・福山市・松山市・高知市・長崎市・鹿児島市

協議第39号(第11回会議提案:継続協議)

文化振興事業(協定項目第24-23号)について

文化振興事業(協定項目第24-23号)を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成16年8月30日提出

高松市・塩江町合併協議会会長 増田昌三

協定項目	第24-23号	文化振興事業
<p>文化振興事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>塩江町文化祭については、高松市の地区文化祭として取り扱うものとする。</p>		

平成16年9月27日 確認

(資料)

文化振興事業(協定項目第24-23号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市のうち、協定項目として「文化振興事業」が協議された市 6市

新潟市

黒埼町指定文化財については、合併前に調査・審議をし、見直しすることとし、新潟市はその結果を十分尊重する。

大船渡市

三陸町の指定文化財については、大船渡市に引き継ぐものとし、保護の一元化を図り、合併後に指定基準を検討する。

廿日市市

佐伯町及び吉和村の指定文化財については、原則として、廿日市市に引き継ぐものとする。

呉市

下蒲刈町のまちづくり方針である「文化と歴史の掘り起こし」と「ガーデンアイランド構想」に基づき整備された三之瀬地区の歴史文化施設群については、呉市が引き継ぎ、適切な管理運営に努めるものとする。

新発田市

豊浦町指定の文化財は、合併後、新市の文化財として引き続き指定を受けるよう調整する。

また、豊浦町のミズバショウ・オニバス管理委託事業については、現行どおり新市へ引継ぎ、合併後、新市で調整する。

注 / 新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

文化振興事業（協定項目第24-23号）について

先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市16市（注）のうち、文化振興事業について確認した市 11市

堺市

美原町文化振興自主事業については、堺市事業に再編する。

美術展覧会については、堺市制度で実施するが、みはら芸術展は、当分の間継続する。また、美原町国際交流推進協議会は当分の間継続する。東大寺サミットについては、継続して加入する。

奈良市

文化振興事業は奈良市の制度に統一する。

ただし、二村の文化祭事業は、地域の文化事業として継続実施する。

二村の指定文化財は、合併後旧村指定文化財とする。このうち、重要と認められるものは、基礎調査のうえ、奈良市文化財保護審議会に諮り奈良市指定文化財に指定する。

長野市

1 文化芸術振興事業については、長野市の制度に統一する。

ただし、文化芸術祭については、現行のとおり実施する。

2 博物館及び郷土資料館等については、現行のとおりとする。

3 大岡村、豊野町、戸隠村及び鬼無里村の指定文化財については、合併時までそれぞれの町村において、長野市の指定基準により再審議し、長野市はその結果を十分尊重する。

豊田市

（文化協会等について）

文化協会等の組織は、当面現行のとおりとし、合併後組織の統合に向けて検討する。

（文化財保護審議会について）

文化財保護審議会は、現行の豊田市の審議会を新市に引継ぐものとする。なお、合併後における委員の選任については、市域全体の地域性に配慮するよう努めるものとする。

注 / 秋田市・宇都宮市・新潟市・長野市・岐阜市・浜松市・岡崎市・豊田市・堺市・奈良市・倉敷市・福山市・松山市・高知市・長崎市・鹿児島市

協議第40号（第11回会議提案：継続協議）

建設計画（協定項目第25号）について

建設計画（協定項目第25号）を次のとおり決定することについて、協議を
求める。

平成16年8月30日提出

高松市・塩江町合併協議会会長 増田昌三

協定項目	第25号	建設計画
建設計画については、別冊のとおり定めるものとする。		

平成 年 月 日 確認

協議第41号

合併の期日（協定項目第2号）について

合併の期日（協定項目第2号）を次のとおり決定することについて、改めて協議を求める。

平成16年9月27日提出

高松市・塩江町合併協議会会長 増田昌三

協定項目	第2号	合併の期日
合併の期日は、平成17年9月26日とする。		

平成 年 月 日 確認

【参考】

（第2回会議での確認事項）

協定項目	第2号	合併の期日
合併の期日は、現時点において、平成17年3月31日を目標とする。		

協議第42号

商工・観光関係事業（協定項目第24-14号）について

商工・観光関係事業（協定項目第24-14号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成16年9月27日提出

高松市・塩江町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第24-14号	商工・観光関係事業
<p>商工・観光関係事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>塩江町商工会に対する補助については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおり実施するものとする。</p> <p>塩江温泉郷の国民保養温泉地指定については、高松市に引き継ぐものとする。</p> <p>塩江町が実施している観光イベントへの補助については、合併後も継続して行うものとする。</p> <p>塩江町の観光関連団体補助については、現行のとおり継続するものとする。</p> <p>塩江町の観光施設については、高松市に引き継ぐものとする。</p> <p>塩江町の観光案内所の管理運営については、現行のとおりとする。</p>		

平成 年 月 日 確認

(資料)

商工・観光関係事業（協定項目第24-14号）について

先進地域の事例（参考10市）

平成11年4月1日以降に編入合併した10市のうち、協定項目として「商工・観光関係事業の取扱い」が協議された市 8市

新潟市

黒埼町商店街整備事業費補助金については、新潟市の制度に統一する。ただし、黒埼町独自の補助制度のうち、

- 1 駐車場借上料補助金は、新潟市の制度として取込む。
- 2 街路灯県道道路占用料補助金は、当分の間、現行のとおりとする。
- 3 大野町活性化推進委員会が現在行っている大野地区の商店街活性化のための調査研究事業については、当該事業終了までは、現行のとおりとする。（ただし、新潟市制度適用の方が有利な場合は、この限りではない。）黒埼町の以下の制度については、借入残金のある間は、返済終了まで存続する。中小企業特別融資、商工業近代化資金、持家住宅建設資金貸付黒埼町の工場誘致条例の適用を受けている事業所については、不均一課税相当分の税額を工場建設促進助成金として交付する。

廿日市市

- 1 商工業の振興を図るための各種事業は、当分の間、現行のとおり実施する。ただし、各種融資制度等については廿日市市の制度に整理統合するものとする。
- 2 各種観光事業については、それぞれの地域特性を有効に活用するとともに、そのネットワーク化を図り、効果的な観光振興施策を展開するものとする。

新発田市

- ア 信用保証料助成制度については、新発田市の制度を適用し、対象に新潟県商工貯蓄共済融資を追加する。ただし、合併時、豊浦町の制度適用者については、現行どおりとする。
- イ 融資制度については、新発田市の制度を適用する。ただし、合併時、豊浦町の小企業振興資金制度については、償還完了までの間、現行どおりとする。
- ウ 工場等設置助成制度は、新発田市の制度を適用する。ただし、合併年度とこれに続く5年度については、豊浦地区に限定し、工場の新設・既設工場の拡大に対して、豊浦町の制度を適用する。

注 / 新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市（いずれも合併後の市名）

商工・観光関係事業（協定項目第24-14号）について

先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市のうち、商工・観光関係事業について確認された市の事例

秋田市

商工観光関係事業については、合併時に秋田市の制度に統一するものとする。ただし、一部の事務事業については現行どおり又は廃止とするほか、必要に応じて経過措置を講じるものとする。

岐阜市

1 中小企業制度融資

- (1) 制度融資については、合併時に岐阜市の制度を適用するものとする。ただし、羽島市、笠松町、北方町及び岐南町の合併前の債務残高は、完済まで金融機関へ預託等を行うものとする。
- (2) 制度融資の借入時に中小企業が支払う信用保証料を、市町が助成する信用保証料補給制度については、合併時に岐阜市の制度を適用するものとする。ただし、合併前の融資分については、補給期間終了まで現行のとおり継続するものとする。
- (3) 制度融資の返済時に中小企業が支払う利子を、市町が助成する利子補給制度については、合併時に廃止するものとする。ただし、合併前の融資分については、補給期間終了まで現行のとおり継続するものとする。

2 観光・イベント事業

- (1) まつり・イベントについては、現行のとおりとするものとする。

豊田市

- 1 観光イベントは、全市的なものや地域的なものを整理し、特色あるイベントは当面、存続する。なお、イベントの内容により、実施主体等を合併時までに検討する。
- 2 商工業者事業資金は、合併時に豊田市の制度に統一する。信用保証料補助金は、合併時に豊田市の制度に統一する。

鹿児島市

- 1 商工・観光関係事業については、合併時に一元化するものとする。
- 2 企業誘致の推進（固定資産税の減免）等については、現行どおりとする。

協議第43号

建設関係事業（協定項目第24-16号）について

建設関係事業（協定項目第24-16号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成16年9月27日提出

高松市・塩江町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第24-16号	建設関係事業
<p>建設関係事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>塩江町が認定している町道については、高松市の市道として引き継ぐものとする。</p> <p>塩江町道路愛護会への補助については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおり実施するものとする。</p> <p>急傾斜地崩壊対策事業に係る塩江町地域の採択基準及び事業費負担区分については、現行のとおりとする。</p> <p>水防に係る塩江町住民への周知方法については、現行のとおりとする。</p> <p>塩江町の町営住宅については、高松市の市営住宅として引き継ぐものとし、住宅使用料については、現家賃との差が生じないように調整するものとする。</p>		

平成 年 月 日 確認

(資料)

建設関係事業（協定項目第24-16号）について

先進地域の事例（参考10市）

平成11年4月1日以降に編入合併した10市のうち、協定項目として「建設関係事業の取扱い」が協議された市 6市

廿日市市

- 1 佐伯町の佐伯都市計画区域については、現行のとおり引き継ぐものとする。
- 2 各種建設関係事業については、廿日市市・佐伯町・吉和村合併建設計画等に基づき計画的に実施することとする。なお、継続事業については、それぞれの地域特性と経緯を踏まえながら統合、再編などの調整を行い、快適な生活環境づくりの推進に努めることとする。

呉市

（まちづくり建設事業）

- 1 原則として呉市の制度を適用するものとする。ただし、個別事業・制度等については、下蒲刈町地域のまちづくり事業の推進が図られるよう、協議・調整を行うものとする。
- 2 町道、公園、住宅、漁港施設等は、現行のとおり呉市が引き継ぎ、維持管理・整備に努める。

新居浜市

（建設事業）

- 1 建設事業については、新市建設計画に基づき計画的に実施し、継続事業については、引き続き実施するものとする。
- 2 村道については、現行のとおり新居浜市に引き継ぐものとする。
- 3 住宅建設事業については、新市建設計画に基づき計画的に実施するものとする。

（公営住宅等事業）

- 1 別子山村の公営住宅事業については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。ただし、別子山村の公営住宅の家賃については、当面、現行どおりとする。
- 2 別子山村の活性化推進住宅事業については、当面、現行どおり引き継ぐものとする。

新発田市

- ア 豊浦町の農業土木事業補助制度は、廃止する。ただし、農地・農用施設の維持管理は、新発田市の制度を適用する。
- イ 市道認定基準については、新発田市の制度を適用する。ただし、豊浦地区における市道認定において、豊浦町の「道路認定における用地買収費の30%を補助する制度」は、生活道路に限り、平成16年3月31日まで適用する。
- ウ 豊浦町の農村総合モデル補完排水対策事業は、廃止する

注 / 新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市（いずれも合併後の市名）

建設関係事業（協定項目第24-16号）について

先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市のうち、建設関係事業の取扱いについて確認された市の事例

岐阜市

都市計画については現行のとおりとし、合併後、速やかに都市計画区域の再編等を検討するものとする。

堺市

（都市計画関係）

公共交通利用活性化方策及び広域公共交通網整備計画検討については、当面はそれぞれの制度を存続し、新市において調整する。

コミュニティバス運行については、当面はそれぞれの制度を存続し、新市において調整する。

開発協力金の徴収については、廃止する。

（土木・公園関係）

交通安全対策関係、違法駐車等防止、交通安全教育等については、堺市制度で実施する。

高知市

（道路・河川）

1 鏡村及び土佐山村の管理する村道・河川は、高知市に引き継ぐものとする。

2 道路維持管理に伴う地元施行分は、当面、高知市域は現行の取扱いを継続し、鏡村及び土佐山村の区域は鏡村の現行制度を基本に取扱うものとする。

ただし、合併後、早期に取扱いを検討し、制度の統一を図るものとする。

3 道路占用料は、高知市の制度を適用するものとする。

（公営住宅）

1 鏡村及び土佐山村の公営住宅、特定公共賃貸住宅並びに土佐山村の普通住宅は、高知市に引き継ぐものとする。

2 公営住宅の家賃は、平成19年度まで、合併前において適用された立地係数及び利便性係数を用いて算定することとし、平成20年度以降の家賃算定については、高知市の係数を用いることとするが、なお、国、県の動向により調整する。

3 特定公共賃貸住宅及び普通住宅の家賃は、平成19年度まで現行のまま据え置くものとするが、平成20年度以降については、公営住宅の家賃との均衡を図りながら改めて調整する。

協議第 4 4 号

その他の事業（過疎地域の指定及び計画）（協定項目第 2 4 - 2 4 号）
について

その他の事業（過疎地域の指定及び計画）（協定項目第 2 4 - 2 4 号）を
次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 1 6 年 9 月 2 7 日 提出

高松市・塩江町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 2 4 - 2 4 号	その他の事業（過疎地域の指定及び計画）
過疎地域自立促進特別措置法第 3 3 条第 2 項の規定（市町村の合併があった場合の特例）に基づき、塩江町過疎地域自立促進計画を引き継ぐものとする。		

平成 年 月 日 確認

協議第45号

その他の事業（情報公開制度）（協定項目第24-24号）について

その他の事業（情報公開制度）（協定項目第24-24号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成16年9月27日提出

高松市・塩江町合併協議会会長 増田昌三

協定項目	第24-24号	その他の事業（情報公開制度）
情報公開制度については、高松市の制度に統一する。		

平成 年 月 日 確認

協議第46号

その他の事業（外部監査制度）（協定項目第24-24号）について

その他の事業（外部監査制度）（協定項目第24-24号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成16年9月27日提出

高松市・塩江町合併協議会会長 増田昌三

協定項目	第24-24号	その他の事業（外部監査制度）
外部監査制度については、高松市の制度を適用する。		

平成 年 月 日 確認

協議第47号

その他の事業（ケーブルテレビ事業）（協定項目第24-24号）について

その他の事業（ケーブルテレビ事業）（協定項目第24-24号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成16年9月27日提出

高松市・塩江町合併協議会会長 増田昌三

協定項目	第24-24号	その他の事業（ケーブルテレビ事業）
塩江町のケーブルテレビ事業については、高松市に引き継ぐものとする。		

平成 年 月 日 確認

協議第48号

その他の事業（水問題対策）（協定項目第24-24号）について

その他の事業（水問題対策）（協定項目第24-24号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成16年9月27日提出

高松市・塩江町合併協議会会長 増田昌三

協定項目	第24-24号	その他の事業（水問題対策）
水問題対策については、高松市の制度を適用する。		

平成 年 月 日 確認

協議第49号

その他の事業（塩江町老人福祉センター）（協定項目第24 - 24号）
について

その他の事業（塩江町老人福祉センター）（協定項目第24 - 24号）を
次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成16年9月27日提出

高松市・塩江町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第24 - 24号	その他の事業（塩江町老人福祉センター）
塩江町老人福祉センターについては、高松市の老人福祉センターとして引き継ぐものとし、管理運営形態については、現行のとおりとする。		

平成 年 月 日 確認

協議第50号

その他の事業（各種スポーツイベント事業）（協定項目第24-24号）について

その他の事業（各種スポーツイベント事業）（協定項目第24-24号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成16年9月27日提出

高松市・塩江町合併協議会会長 増田昌三

協定項目	第24-24号	その他の事業（各種スポーツイベント事業）
<p>各種スポーツイベント事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、東四国オープンゲートボール大会については、現行のとおり継続するものとする。</p>		

平成 年 月 日 確認

協議第51号

その他の事業（農業経営者協会）（協定項目第24-24号）について

その他の事業（農業経営者協会）（協定項目第24-24号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成16年9月27日提出

高松市・塩江町合併協議会会長 増田昌三

協定項目	第24-24号	その他の事業（農業経営者協会）
塩江町農業経営者協会に対する補助については、合併年度及びこれに続く3年度について、実施するものとする。		

平成 年 月 日 確認

4 その他

(1) 住民説明会について

ア 目的

高松市・塩江町合併協議会において示された「建設計画（案）」をはじめ、協議会で協議してきた合併協定項目等の内容について住民に説明するとともに、直接意見を聴取し、建設計画の作成など、今後の合併協議に反映させる。

イ 実施主体

塩江町

ウ 開催時期及び場所

- ・ 時期 平成16年9月下旬～10月上旬
- ・ 回数 6回程度
- ・ 場所 塩江町役場ほか

エ 説明内容

- ・ 建設計画（素案）
- ・ 協議の状況
- ・ その他

(2) 現地視察について

ア 目的

第11回会議で提案した建設計画(案)において、塩江町地域のまちづくりの考え方が示されたことを受け、この機会に塩江町の主要な施設等を視察し、建設計画策定の参考とする。

イ 実施時期

平成16年10月上旬
(3時間程度)

ウ 視察場所

塩江町内の各施設等

(3) 高松市・塩江町合併協議会会議の開催予定について

ア 第13回会議

(ア) 日時 平成16年10月20日(水)午前9時30分

(イ) 場所 高松市役所 13階 大会議室